

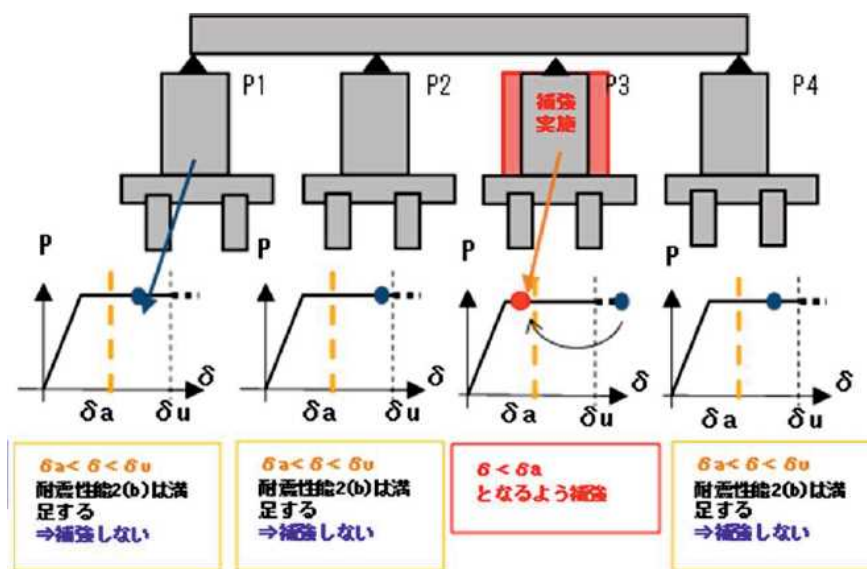
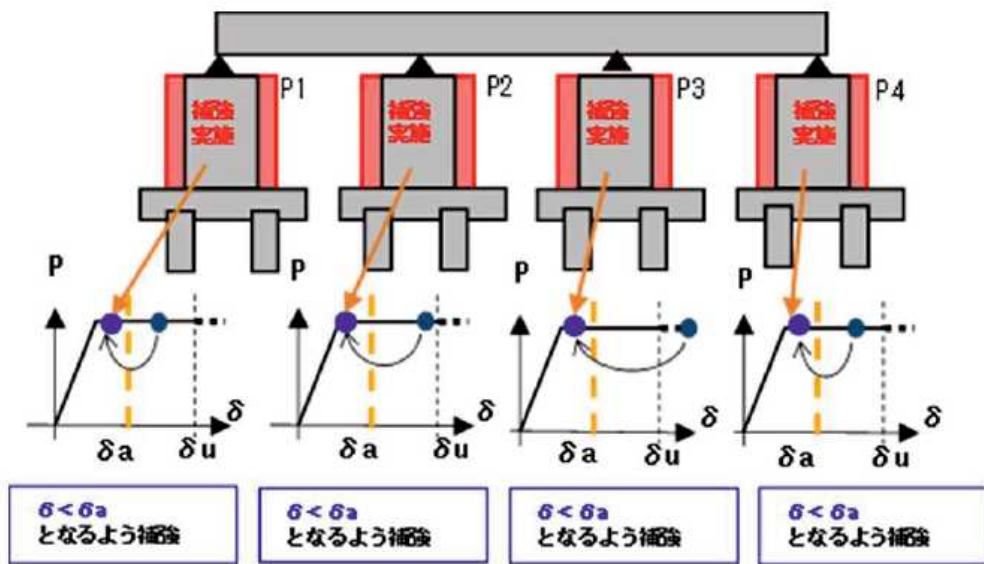
当面の見直し例

具体的な見直し内容については対象橋梁毎に異なるため、発注公告資料を確認してください。

①橋脚の補強方法の見直し

- 一連の橋で耐震性能2(b)を満足していない橋脚がある場合は、満足しない橋脚のみの補強対象として設計する。
- 補強対象の橋脚において、曲げに対して耐震性能2(b)を満足する場合は補強しなくてもよい。
- 残留変位については照査のみを行うものとし、補強設計は行わない。

※曲げに対する耐震性能2(b)の限界点は δ_u （終局変位）



当面の見直し例

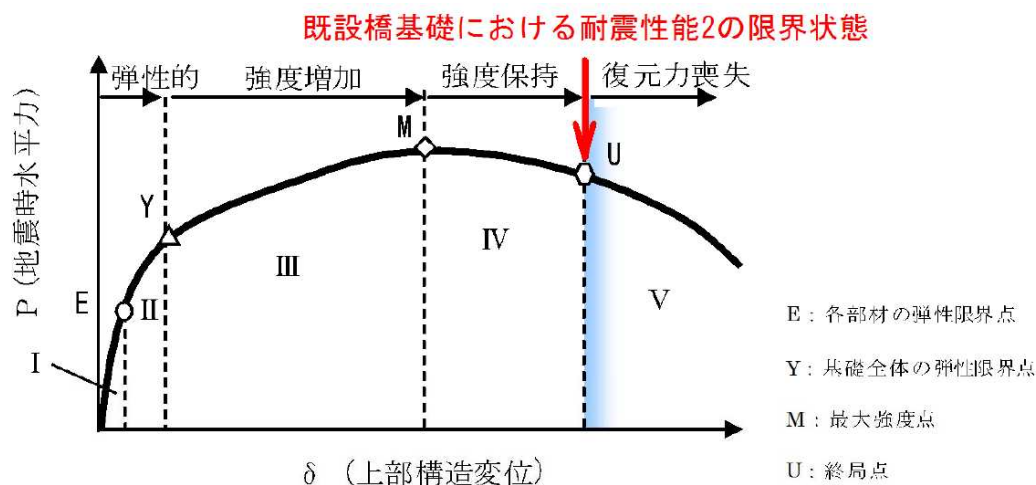
具体的な見直し内容については対象橋梁毎に異なるため、発注公告資料を確認してください。

②基礎の照査方法の見直し

- ・基礎の補強設計は、照査のみを行うものとし、補強設計は行わない。

基礎の耐震補強については、現時点では現設計法による照査のみ行うものとし、補強設計は行わないものとする。

(既設橋梁の基礎の照査、耐震補強後の基礎の照査のみを実施する)



■ 現設計法による照査手法 (曲げに関する性能)

③ 支承の設計方法の見直し

■ 高さの高い支承の取替えの進め方

- ・S54以前の橋梁で既に橋脚の補強が完了している場合は、既設橋の支承条件は変えずに支承の設計を行うことを原則とし、下部工の照査は不要とする。
- ・ゴム支承以外の支承についても、レベル2地震動に対して機能する支承であれば、橋梁の特性を考慮した上で積極的に選択肢とする。

■ 高さの低い支承の取替えの進め方

- ・レベル2地震動に対して機能する支承部への取替を行わない場合でも、次の対策を実施することで、支承部に対して耐震性能2(b)相当を満足する。
 - ① 支承アンカー部において、レベル2地震動に抵抗できる強度を確保する。
 - ② 道示Vに規定される省略条件を適用せず、落橋防止システムを整備する。

高さの高い支承の取替について、S54以前の橋梁で既に橋梁の補強が完了している場合、支承条件を変更すると、補強済みの橋脚の再照査が必要となり、再補強を回避するための繰り返し検討を行う必要がある。

よって、今後は設計の効率化を考え支承条件を変更しないことを原則とする。